

大和市広告掲載に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本市が所有する資産等のうち、広告媒体として活用が可能なものに、有料により、又は民間企業等との協働の手法を用いて広告の掲載若しくは掲示（以下「掲載」という。）をし、又は施設等の愛称を決定する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することにより、本市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する広報紙などの印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 公用車
- (4) その他広告を掲載する媒体として活用できると市長が認めるもの

2 ネーミングライツを付与する媒体は、市の公共施設、市が主催するイベントその他の市長が適当と認めるものとする。

(掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治又は宗教に関するもの
- (5) 個人、法人等の名刺広告又は意見広告を内容とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 誇大表示、不当表示等消費者保護の観点から適切でないもの
- (9) 良好な景観の形成を損なうもの
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載しないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものの広告は、掲載しない。

- (1) 市税等に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者の広告

- (2) 公共的団体の広告
- (3) 私企業又は事業を営む個人であつて、市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に掲げるもの以外の広告
(広告の掲載料等)

第6条 広告の掲載料、規格、掲載期間、作成方法等は、広告を掲載する媒体ごとに市長が定める。
(広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として広報やまと、市のホームページ等で行う。ただし、市長が特に必要と認める場合は、広告代理業を営む者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載を希望する者の数が広告の枠数に満たない場合は、同項に規定する方法によらずに広告掲載の募集を行うことができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書に図案を添えて、市長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第9条 市長は、前条の広告掲載申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、速やかに掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書により、申込者に通知しなければならない。

2 前項の規定により掲載の可否を決定する場合において、第5条に規定する優先順位が同一順位に位置し、かつ、第3条及び第4条に規定する要件を満たす広告が枠数を超過しているときは、抽選により決定する。

(広告審査会の設置)

第10条 前条第1項の規定による審査を行うため、関係職員等で構成する広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(図案の修正)

第11条 市長は、審査の結果必要があると認めるときは、申込者に図案の修正を求めることができる。

(承諾書の提出)

第12条 第9条の規定により広告を掲載する旨の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに広告掲載承諾書を市長へ提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告の掲載料を一括納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(広告原稿等の提出)

第14条 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿又は広告物を市長が定める方法により提出しなければならない。ただし、広告物の掲載を広告主自らが行う場合は、この限りでない。

2 広告原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載に伴う許可)

第15条 広告主は、市の行政財産に広告を掲載しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の許可を受けなければならない。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するときは、大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号）第3条第1項

の許可を受けなければならない。

(掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による広告を掲載する旨の決定を取り消すことができる。この場合において、広告主は、市長に対し、広告掲載の決定の取消しに伴う損害の賠償を請求することはできない。

- (1) 広告主が、第13条に規定する期日までに広告の掲載料を納入しないとき。
- (2) 広告の内容が、第9条の規定による広告を掲載する旨の決定後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 広告主(広告主が広告代理業を営むものである場合には、実際に広告を掲載するものをいう。次号及び第5号において同じ。)が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 広告主が法人等の場合にあつては、解散、休業、閉鎖等をしたとき。
- (5) 広告主が事業を営む個人の場合にあつては、廃業、休業等をしたとき。
- (6) 広告主が第14条第1項に規定する期日までに、広告原稿又は広告物を提出しないとき。
- (7) 前条第1項又は第2項の許可が必要な場合において、広告主が当該許可を受けていないとき。
- (8) その他市長が特に広告の掲載に支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告を掲載する旨の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書により、広告主に通知するものとする。

(掲載の取下げ)

第17条 広告主は、第2条第1号に規定する媒体に広告が掲載されたときを除き、広告掲載取下げ申出書により広告の掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、取下げに伴い発生した経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第18条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第19条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載できなくなったときは、還付することができる。

(ネーミングライツ付与の手續等)

第20条 第3条(第5号を除く。)及び第4条の規定は、ネーミングライツを付与する場合について準用する。この場合において、第3条の見出し中「掲載」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、同条中「広告は、掲載しない」とあるのは「愛称は、採用しない」と、同条第10号中「広告として掲載する」とあるのは「愛称として採用する」と、第4条(見出しを含む。)中「掲載しない」とあるのは「ネーミングライツを付与しない」と、「の広告」とあるのは「に対して」と、同条第5号中「広告として掲載する」とあるのは「ネーミングライツを付与する」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ネーミングライツを付与する場合の手續、条件、対価等については、別に定める。

(様式)

第21条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第21条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	広告掲載申込書	第8条及び第9条
第2号様式	広告掲載決定通知書	第9条
第3号様式	広告掲載承諾書	第12条
第4号様式	広告掲載決定取消通知書	第16条
第5号様式	広告掲載取下げ申出書	第17条